社援保発 0330 第 4 号 令 和 2 年 3 月 30 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正について (通知)

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和48年5月1日付け社保発87号厚生省社会局保護課長通知)の一部を別添のとおり改正し、令和2年4月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和48年5月1日付け社援保発第87号厚生省社会局保護課長通知)

改正	現行
1~10 (略)	1~10 (略)
11 一般診療に関する診療方針及び診療報酬並びに指定医療機関の請求 について (問 13) 略	11 一般診療に関する診療方針及び診療報酬並びに指定医療機関の請求 について (問 13)(略)
(問14) 生活保護法第49条による指定医療機関が行う診療報酬の請求に関し。次の2点について教示されたい。 1 請求権の時効について 2 消滅時効の起算点について (答) 次により取り扱われたい。 1 民法第166条第1項の規定により時効年限は5年である。 2 時効の起算点は民法第166条第1項の規定によることとなるが、診療報酬の請求は各月に行った医療につき所定の診療報酬請求書および診療報酬明細書を作成し、これをまとめて、支払基金等に提出して行うこととされているので、時効は、その費用が請求できることを知ったときをもって起算点とするものであり、したがって医療券の発行遅延等の理由により請求できることを知りえない場合を除き、通常の場合は診療日の属する月の翌月1日である。	(問 14) 生活保護法第 49 条による指定医療機関が行う診療報酬の請求に関し。次の2点について教示されたい。 1 請求権の時効について 2 消滅時効の起算点について (答) 次により取り扱われたい。 1 民法第 170 条の規定により時効年限は3年である。 2 時効の起算点は民法第 166 条の規定によることとなるが、診療報酬の請求は各月に行った医療につき所定の診療報酬請求書および診療報酬明細書を作成し、これをまとめて、支払基金等に提出して行うこととされているので、時効は、その費用が請求できることとなるときをもって起算点とするものであり、したがって医療券の発行遅延等の理由により請求できない場合を除き、通常の場合は診療日の属する月の翌月1日である。
(問 15) (略) 12~19 (略)	(問 15)(略) 12~19 (略)